

社会資本整備審議会河川分科会（第27回）

平成19年6月15日

【事務局】 それでは、ご出席の連絡を受けておりますお2人がまだ見えておられませんが、時間となりましたので、ただいまから第27回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたしたいと思っております。

私は事務局のと申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の委員の出席状況でございますけれども、委員、委員、委員、委員、委員、委員、委員はご都合によりご欠席ということでございますけれども、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告いたしたいと思っております。

引き続きまして、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

1枚目、議事次第があると思っております。本日は大きく2つの議題でございます。それから次に、委員の名簿。それから、2種類ですが、座席表がございます。その下に資料目次があります。これを参照しながら確認いただければと思っております。

まず1つ目の中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方についてということで、資料1-1、これが答申案でございます。参考資料が資料1-2ということでございます。

それから2つ目の川内川、高梁川、土器川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましてですが、まず各水系の概要、これが資料2でございます。それから、小委員会報告、資料3、それから、それぞれの水系の基本方針（案）、これが4-1から4-3。それから、それぞれの水系にかかる工事実施基本計画と基本方針の対照表、これが5-1から3ということでございます。

さらにその他といたしまして、今後、審議される予定ということで、鶴川、木曾川、尻別川江の川水系の基本方針の策定についてということで、資料6という資料を用意していると思っております。

それと、お手元に、球磨川の関係の状況を時間がありましたらご報告したいということで、関係の資料を配らせていただいております。

よろしいでしょうか。不備がございましたら事務局のほうにお申し付けいただきたいと思っております。

それでは、分科会長、よろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 本日は、委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきましてありがとうございました。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

2つ議事がございますが、最初は「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」でございます。

本件につきましては、来年度の次期社会資本整備重点計画の策定に向けて、関係する各分野の中期的な展望について、それぞれ審議が行われまして、その一環として、本年1月に大臣から諮問を受け、当分科会で今回を入れて5回審議を行ってきたところでございます。

議論を十分尽くし切れていない事項も残るとは思いますが、今後、計画の策定作業に入る必要もあり、今回をもって審議は最終とし、答申をとりまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回までの議論を踏まえ、事務局で作成した答申案について説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局を担当しております でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お許しをいただいて座ってご説明をいたします。

お手元、資料1-1でございますけれども、分科会長からお話ございましたとおり、これまで4回議論をいただいてまいりました。それを答申案という形で今回まとめさせていただきます。提示をさせていただきました。これにつきましてご議論をいただきたいというふうに思います。

なお、前回の議論の際に、美しい国土、「美しい」というところにつきまして、いろいろ議論がございました。資料1-2のほうに、「美しい国づくり」の議論についてということで、簡単にこれまでのいろいろな議論の中で行われました「美しい」というところにつきましての考え方といたしますが、議論のところを少し整理させていただきました。議論に参考にしていただければと思います。

それから、お手元にもう1つ、2ページでございますけれども、「土砂災害対策懇談会提言中間取りまとめ」というのを概要としてお示しをさせていただいております。砂防事業といたしますが、土砂災害、これらにつきまして、別途懇談会を設置いたしまして、本日もご出席の 先生にもお力添えをいただきまして、こういったものを取りまとめさせてい

いただきました。これも本日の議論の参考にしていただければということで、添付させていただきます。細かい説明は割愛させていただきますけれども、議論の参考にしていただければというふうに思います。

具体的なこれから答申案についての説明をさせていただきますけれども、内容につきましては、のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 でございます。お許しをいただきまして座って説明させていただきます。

それでは、資料1-1でございます。まず1枚めくっていただきますと目次がございます。全体の構成でございますが、はじめに、1.これまでの治水事業の経緯。2.とりまとめにあたって。3.今後の治水対策に関する基本的な考え方。1.今後の治水対策の基本的方向。2.今後の治水対策において重点化すべき事項とその目標。3.国が果たすべき役割の明確化。4.主要な施策展開。1-1 災害予防・軽減の視点からということで、1.地域特性を重視した多様な手法の選択。2.新たな維持管理システムの構築。次のページに行ってくださいまして、1-2 河川が本来有する多様性の視点からということで、1.自然豊かな河川空間の再生。2.地域の個性を育む、うるおいのあるまちづくり・地域づくりの支援。こういう全体の構成でございます。

それでは、内容に入らせていただきまして、1ページでございます。

はじめに。

これまでの治水事業の経緯ということでございますが、これは前回までのご議論の中でお示しをした内容のそのままでございますので、詳しくは割愛させていただきます。明治以降の水害土砂対策の経緯に触れております。一番最後の段落では、環境対策のこれまでの経緯に触れております。そういう構成になってございます。

次のページに行ってくださいまして、2.とりまとめにあたってということで、本方針の位置づけについてここで記述をさせていただきます。前段のほうには近年の頻発する記録的な豪雨災害とか、あるいは地域の防災力の低下といった、そういう自然的、社会的背景について触れております。

また、地球温暖化に伴う気候変動によって、海面上昇や集中豪雨が激化していくということが見込まれているということについて記述をさせていただきます。

このような背景を受けまして、これまでに総合的な豪雨災害対策の推進等、さまざまな政策提言がなされてきたということを記述してございます。

また、河川環境につきましても、景観法の制定、あるいは平成18年には「多自然型川づくりレビュー」が実施されまして、さまざまな新たな展開が提言されているというところを記述させていただいています。

一番最後に、本答申では、これらの提言において示された基本的方向や具体的施策を基本として、国土形成計画が目指す新しい国土像を視野に入れつつ、次期社会資本整備重点計画の策定に当たり、中期的に実施する治水対策として取り組むべき事項を整理し、取りまとめたものであるという本答申の位置づけを記述してございます。

次の3ページに参りまして、今後の治水対策に関する基本的な考え方。1.といたしまして、今後の治水対策の基本的方向。まず(1)達成すべき目標の明確化。災害対策の目標の明確化といたしまして、保全する対象の明確化。どのような場所をどの程度の安全度で守るのかという達成すべき目標を明確化し、具体的な事業実施箇所、事業内容及びその必要性を明示した中期的な事業実施計画を策定すると記述しております。

のほうは環境でございます。河川環境に関する目標像の明確化。河川環境の整備・保全についても、その目標像を明確にするための検討を進め、真に環境目的を内在化した河川整備を推進するとしております。

(2)といたしまして、地球温暖化等の新たな要因による災害リスク増大への対応。先ほど申しましたけれども、地球温暖化による自然現象の変化、それから高齢化社会到来等の社会的背景の変化、そういうものを踏まえまして、思い切った事業の重点化や多様な治水手法の選択等を図る。また、我が国における気候変動による治水や水利用への影響、適応策等について調査研究を推進していくと記述しております。

(3)といたしまして、ソフト施策による被害最小化の推進。ハード整備が間に合わないところや、ハード整備で対応が困難なところにつきましても、ハザードマップ等のソフト対策を実施することによりまして、可能な限り安全の確保に努めるとしております。

次、2でございます。今後の治水対策において重点化すべき事項とその目標。(1)として、予防的対策の重視ということでございます。

予防的対策を重視するに当たりまして、どういうところに重点化するかということを書き記述してございます。

一番下でございますが、まず人的被害の回避・軽減。少なくともあらゆる地域で人的被害を回避・軽減するとしております。

その次のページに参りまして、深刻なダメージの回避、仮に被災したとしても、国民の

生活や社会経済活動が深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、国家レベル、地域レベルで守るべき機能を明確化して防御するとしております。

次に（２）でございます。再度災害防止の徹底。洪水や土石流によりまして甚大な被害が発生した地域につきましては、同じような被害を発生させないための対策を早急に進めるとしております。

（３）でございます。新たな維持管理システムの構築。河川周辺状況の特性、重要度等を踏まえまして、低コスト化や省力化を図りつつ、必要な水準を確保できるよう、新たな維持管理システムを構築するとしております。

（４）でございます。河川が本来有する多様性の確保。といたしまして、自然環境の保全・再生。多自然川づくりを基本といたしまして、多様な河川環境を保全していく。また、連続性の確保、流量変動の保全等によりまして、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図るとしております。

といたしまして、賑わいの場の整備・保全。町並みとそこを流れる川が一体となって、魅力ある風景や多くの人が集まる賑わいの場を整備・保全とするとしております。

次に、３といたしまして、国が果たすべき役割の明確化。水害・土砂災害等の災害から国民の生命と財産を守ることは国の基本的責任といたしまして、次のページでございますが、具体的には、（１）国の責務としての災害対策の実施。は国家的観点から重要な区域を対象とした予防的対策については、整備・管理を含めて国が直接実施するんだということを書き記述してございます。

といたしまして、大河川や火山噴火等の大規模な災害の発生時の緊急的な対応及びその後の地域における復旧・復興に当たっては、国が積極的に主体的な役割を果たす。

といたしまして、気候変動に関しまして、国が主体的に調査研究を進めて、対応策を早急に検討するということを書き記述してございます。

（２）といたしまして、専門的な人材・組織の育成、技術力の向上。といたしまして、災害対応経験の少ない市町村職員等が的確な活動を実施できるよう、国は財政面の支援のみならず、専門の職員の派遣体制を整える。技術者育成や研修・訓練を通じた技術力向上のための支援の充実を図るとしております。

といたしまして、防災のみならず、国土基盤の整備、管理に関する専門的な技術力を備えた人材・組織の確保・育成を国が主導し、産・学・官の連携のもとに進めていくということを書き記述してございます。

次の6ページに参りまして、ここからは具体的な施策について記述をしております。

. 主要な施策展開。まず、災害予防・軽減の視点からということでございまして、1といたしまして、地域特性を重視した多様な手法の選択。(1)ハード施設の整備による確実なストックの蓄積。地球温暖化等による災害リスクの増大を踏まえ、ハード施設の整備は依然として重要とありまして、その整備を着実に進めるということをまず最初に記述してございます。

地球温暖化等に伴います海面の上昇に備えて、ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防の強化対策を図る。

あるいは、地震や火山噴火に伴う大規模な土砂災害に対処するための施設整備を行うとしてございます。

それから、(2)地域特性に応じたハード対策の推進。主立ったところをご説明しますと、の地域の状況に応じて輪中堤や二線堤の整備、あるいは流域における貯留・浸透機能の確保等を図るということをご記述させていただきます。

それから、7ページに参りまして、(3)ソフト対策の充実による安全の確保。のところに、ハザードマップ等被害ポテンシャルに関する情報の提供を行っていくということ。それから、河川の水位に関する情報とか、土砂災害警戒情報等の情報をリアルタイムで提供していくということをご記述してございます。

また、のところに、中小河川につきましては、降水の予測精度の向上を図っていくというふうなところをご記述してございます。

(4)といたしまして、地域防災力の強化ということでございます。住民の水害土砂災害に対する意識を啓発するということと、には、地元建設業者の持続的な協力体制を確保できるような環境の整備に努めていくというようなところをご記述してございます。

(5)でございます。土地利用・住まい方の転換ということで、のところに、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域の指定等、被害に遭いにくい住まい方への転換を促していくというところをご記述させていただいております。

それから次の8ページになりまして、(6)は安定的な水利用の推進ということでございます。

それから(7)気候変動に関する調査研究の推進ということで、大学、研究機関、民間等との連携の一層の推進を図りながら調査研究を進めていきますということをご記述してございます。

それから次に、2といたしまして、新たな維持管理システムの構築。(1)でございます。既存ストックの長寿命化、効率的な維持管理。のところに、河川維持管理計画を作成し、効率的・効果的に維持管理を行っていくということを書いてございます。

またのところに、アセットマネジメントの考え方を導入していくところを記述してございます。

それから(2)のICTなどの新技術の活用というところでございます。のところに、GIS、ICTタグを活用したユビキタス・ネットワークシステムなどの新技術の活用について記述してございます。

またのところで、新技術を活用した「次世代型河川管理」につきまして、調査研究を今後進めていくということを書いて記述しています。

次の9ページに参りまして、環境の面でございます。-2といたしまして、河川が本来有する多様性の視点からとしております。

1といたしまして、自然豊かな河川空間の再生。(1)動植物が生息・生育・繁殖する場の再生。のところに、上下流方向や流域との連続性の確保について記述してございます。

のところににつきましては、河川環境管理基本計画を見直して、地域の利用状況等を踏まえながら、自然環境の保全・再生を推進していくということを書いて記述しています。

またのところに、河川の流況変化など、河川が本来有するダイナミズムを再生させる取り組みを促進すると記述してございます。

(2)でございます。水・物質循環システムの再生。のところは、都市の雨水浸透能力の増進による湧水群の保全・再生等の対策について記述しています。

またには、閉鎖性水域の水質改善につきまして記述してございます。

(3)でございます。流砂系全体から見た土砂管理ということについて記述してございます。

それでは、一番最後の10ページに参りまして、2といたしまして、地域の個性を育む、うるおいのあるまちづくり・地域づくりの支援。(1)といたしまして、美しい河川空間の再生。河川や都市内水路、かつての堀割等を観光の拠点として活用していくということ。また、環境用水の導水等を行っていくところについて記述をしております。

(2)でございます。地域と一体となった取り組みの強化。のところに、「川の駅」やそれらを結ぶネットワークの整備を推進していくということ。

それから でございますが、地域の魅力を地域の人々自身が伝える仕組みづくりを支援していくということを記述しております。

(3)でございます。更新期をとらえた河川空間の再生について記述してございます。主立ったポイントだけのご説明でございましたが、以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、自由にご発言をお願いしたいと存じます。

どなたからでもどうぞ。

【委員】 です。あらかじめ資料をいただいたので少し目を通してきまして、気づいたこと、疑問に思ったこと述べさせていただきます。

まず、3ページの .今後の治水対策に関する基本的な考え方の(3)です。ソフト施策による被害最小化の推進、この書いてある意味はわかるんですが、何かソフト対策をやれば被害も軽減できるととられがちになっているような気がします。

本文を読むと、ハード施策が非常に重要と書いてはいるんですが、やはりソフト施策というのは、あくまでもハードと一体的にやるということで意味を持つのだろうと私は思います。今までの多くの委員会報告の中で、ソフト対策とハード対策の一体化による対策という表現を使っていると思うんです。私は今後の治水対策の基本的方向というところの、ヘディングの(3)の書き方、ソフト施策による被害最小化の推進という表現に疑問を感じます。もちろんソフト施策でいろいろリアルタイム情報、正確な情報を提供して地域の被害を最小化するというのは、そのとおりだと思うんですけども、その先には、やはりそういう情報をもとに、シミュレーションのモデルをつくり推定したりしているいろいろやるわけですよね。その結果としてソフト施策がまたハード施策とペアになって、事業を行っていくのだろうと思うんです。ソフト施策だけをヘディングで出してくるのがほんとうにいいのだろうかというのが私の第1の疑問であります。

第2点は、事前的対策と事後的対策というように対策は2つに分けられ書いてあります。すなわち今までは事後的で、今後は予防的対策をしていく、私はこれについては賛成です。この予防的対策というのが明確化していくと、例えば4ページ目の、深刻なダメージの回復というところに、守るべき機能を明確化して防御するとありますが、この予防的対策がほんとうにやれるのかという点で疑問を感じます。もちろんこの方向が新しい方向であるというのは十分わかっていますし、そのようにしたほうがよろしいと思いますけれども、

何かこれまでの対策ではだめで、予防的対策が如何にもいいかのように書かれていますが、ほんとうにそれをこの中期目標の中でやれるんでしょうか。予防的対策のために新たな財政的な措置が必要だということを後に書かれてあります。財政的な措置というのを、予防的措置をするために考えるのでしょうけれども、何か今までの対策との関係のつながりがいかにも弱く、これまでのものをどう考えるべきか少し疑問に感じました。書き方の問題だろうなと思いました。

それから、(2)の再度災害防止の徹底のところですか。これはこのとおりだと思います。ただ、私が二、三回前の委員会でも申し上げたんですが、現在行われている再度災害防止というのが至当なものなのだろうか。例えば、原形復旧でいいなんて言いませんが、再度災害防止のやり方が、今までのものでよかったですかという疑問を投げかけたつもりだったのですが、相変わらず再度災害防止の徹底ということが書いてあります。いろいろな災害現場を見せていただいたときに、再度災害防止のやり方が、これまでのものでほんとうにいいのだろうか。再度災害の防止が区間限定でちょっと大げさになり過ぎているところもあって、もっと被災区間を含む上下流全体を見てやる必要があります。もう少し、やり方については検討してもいいんじゃないかということで申し上げていました。残念ながら私が伝えなかったことがこの中には出てこないで、もう一度申し上げたいと思います。

最後になりますが、地域防災力の強化のところ、7ページの(4)です。地域防災力の強化について国が今まで先進的にやってきたものを地域に対してどう生かそうとするのか。国は人材が抱負だと思うんですが、その人材をどう生かすのか。講習会でやるとか何とかというのではなくて、もうちょっと積極的な意味で災害等が起こったとき、どう対応するのかというのは、自治体にとって大事です。すなわち、自治体はそのレベルに達していないときに、人材とか、技術力のノウハウとか、そんなものをどう地域に出していくのか、地域防災力の強化というのがいいのかどうか分からないんですが、今、地域防災力がかなり落ちていますから、どうやって構築するかにつながるのではないかと思います。

【分科会長】     ありがとうございました。

事務局で何かお答えすることはありますか。

【事務局】     1点目の3ページのソフト施策による被害最小化の推進というのがソフトをやれば安全がすべて確保できるのではないかという風潮になりがちというご指摘、我々もそこをすごく感じておりました、そこを改めていかななくてはいけないと思いつつ、表現

がそこまで十分できていなかったなという、そこは反省をしております、ここの表現はもう少し工夫をさせていただきたいというふうに思います。ハードがあってこそソフトということになると思いますので、そこをもう少し確認させていただきたいというふうに思います。

それから、再度災害防止のやり方の話が今までのやり方でいいのかというのは、確かにご指摘のとおりで、激特事業とか、前にもご説明しましたけれども、それだけではだめだということで、復緊とか、いろいろな新しい制度をつくってきておりますけれども、先ほど先生がおっしゃられたように、上下流全体をもう少し見てやるべきというようなところは、まさにこれからも我々の課題としてしっかり持っていかなくてはいけないというふうに思いました。

それから、予防的対策というのを今回意識的に出したのは、何度も申し上げましたけれども、後追いのところに予算を回さざるを得なくなってきた、本来、予防に勝る治療なしと言いますが、その予防のところに回っていないという現実を何とかしたいという思いで書いておりました、実態上、予算内でこっちにバツと投資できるということでもないとは思いますが、やっぱり本来、予防というものを重視するという必要性はここの中で盛り込んでいきたいというふうに思ってこういう表現をさせていただいています。

それから、先ほど、地域防災力の強化のところ、地域任せみたいな感じに全部なくなってしまっているところがあるということで、国もその地域防災力を強化するために果たすべき役割がきっとあるんだというふうなことかと思えます。確かにここに2つ目に地元の建設業者さんがもっと活躍しやすいような環境づくりをするとかというふうに書いてございますけれども、ここはおそらく現場では我々の現地で彼らを指導しているというか、彼らをリードしている我々、あるいは都道府県もそうかもしれませんが、そういう技術部隊というのがセットになって動かないといけない部分だというふうに思いますので、その辺はそういうことをもう少し盛り込めるような書き方をちょっと工夫してみたいというふうに思います。

とりあえず以上、ご説明させていただきました。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 先生がおっしゃったところと同じようなところをちょっと違うニュアンスでとらえました。

3ページのソフト施策ですが、リアルタイム情報の提供等のソフト対策、この「等」の中にいっぱいあって、ハザードマップを公開していくと、それを見た人がこんな危ないところに住んでいてはいけないと引っ越していくと被害が減るわけです。したがって、これは提供等により適正な……。後のほうに出てくるんですけども、適正な土地利用へ誘導するなどのソフト対策と書くのがよいと思います。そこまで行かないといけないんじゃないか。

同じようなニュアンスで、4ページの再度災害なんですけど、災害になるとすごい金を入れて、すばらしいことをやる。最近の予算のシステムからいうと、災害復旧悪乗り型になっているんですけども、ちょっともったいない感じがしてます。100年、500年考えてそれも仕方ないかと思うんですけど、例えば、ほんとうにそんなところに住んではいけないよという人のところが被害に遭った。それをもう二度と災害に遭わないように守りましょうというのは、ちょっと誤解を与えます。したがって、ここも法律をつくるというのは難しいでしょうが、土地利用及び住み方の適正化を含めて、再度災害を発生させないように進めるような、そういう治水、洪水対策が望ましい。やれないから書かないということもあるんですけども、ほんとうの意味のソフトな対策とか誘導があえて抜いてあるような気がします。その辺のお考えを確認したいと思います。

【分科会長】 どうぞ、事務局のほうでありますか。

【事務局】 ご指摘のとおりだというふうに思いますので、なかなかこちら側から言いづらいところでもありますので、先生のご指摘に勇気を得て、ちょっとその辺は書き加えたいというふうに思います。

【分科会長】 両委員とも大体方向は一致していますよね。そしてこれは作文力とってはおかしいけれども、うまくその辺を表現できるかどうか、別途検討する必要があると思うですね。

とりあえずほかはどうでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 ちょうど1カ月前の5月18日、ダム工学会という学会があったのです。そこで21世紀ダムビジョン懇談会がこれからのダムの云々について提言をしたわけです。その初っ端に、「もしダムがなかったら」というふうには書いたらどうかと申し上げたら、その工学会の専門家たちが、そんな言い過ぎた、そんな大胆な書き方はいかんと、こう言われたんですね。私にしてみたら、そういう国民的な理解の仕方、常識という、きょう渡

されたこの資料程度のものは国民的な常識の範囲内として共有していなければいけないんじゃないかという思いなんですね。それが学会では当然こうだったとわかっているんだけど、一般には理解されていなかったとか、学会ではこういうふうな先進的な考え方をしているのに、まだ一般には行き渡らないのは当然だというのではなくて、共有することにおいて、産学一緒に調査するという意味がででくると思います。調査した後も一つの問題なんですね。調査した後、どういうふうにそれを国民的にわからせて、報告して、納得してもらうかという点がこれからの課題だろうというふうに思います。

それで、温暖化については、調査をするというふうにも書いていますけれども、これに関しては、ダム工学会の中でも水資源としてやっぱり考えなければいけないだろうと。1つは水危機も早晚来るであろうし、それから、治水・利水だけではないほうの環境問題としても水資源は大事であろうということになりますと、これはダムとか、クリーンエネルギーである風車とか、そんなものもいずれ入ってくるだろうとは思いますが。そうなれば全体的な見直しということになってくるだろうと思います。その中で一番大事なことは、次世代にどういうふうにそうした我々の悩みとか、工夫したことを伝えていくかということだろうと思いますけれども、8ページにある、ここに1行、「次世代型河川管理」というふうに書いてあるだけです。これは造語なのかどうか分かりませんが、平たく訳せば未来の子供たちが川に親しみを持ち、美しい河川を共有していく川づくりと管理法というふうに日本語に直せばなるのかもしれませんがね。次世代型何とかで一括りにするというのは、教育的にいかがなものであろうかというふうに思います。

最後になりますけれども、たまたま中国の官吏と行政がどういうふうにつき合えばいいかというようなことを書いた「周禮」(しゅうらい) 約紀元前一世紀に書かれたという古典的な本なんですけれども、それを読んでいましたら、大体きょう出てきた資料とほとんど同じなんですね。ということは、3,000年前もこの治水に関しては、基本姿勢としては同じだったのではなかろうかという驚きです。であれば、いかにこういうものを徹底させていくかというのが差し当たっての課題ではないかなというふうに思い当たりました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

では、 委員。

【委員】 まずこのペーパーの位置づけというか、目標というか、社会に対して何を訴えるのかという戦略、要は、水に関するインフラの位置づけが低くなつては困ると、未来の社会にとっては絶対に必要なものだよということを究極的に言いたいということはみんな同じだろうと思うんですが、そのときにぎりぎり予算がなくなればこうせざるを得ないねということを書いていったほうがいいのか、やっぱり足りないから沢山予算をくださいというほうからアプローチしていったらいいのか、これは委員の皆さんがこのペーパーを読んだ感想からどう受け取ってもらえるかだろうと思うんです。今までの延長上ではなくて、ぎりぎりの最低限守るところを守るとこんな絵姿になるよ、だから必要な投資を確保する必要があるという路線でもし行くのだとしたら、さっきのソフト施策のところを読んだ感覚なんですけれども、ここに出てきているのは、ハザードマップ、土砂災害警戒情報等の情報提供、リアルタイム情報の提供をソフトと定義しているように読めるんです。そもそも危ないところに住まないようにしようよという施策も、ソフトに入ってくるのかどうか、ここで見ると、ソフトというのは単なる情報だけですね。そうすると、このままでは、おれは10年に一遍水に浸かっても構わないよという人が出てきて、その次は、あの人が住んでいるから、安心しておれもそこへ住もうというようなことになっていって、やっぱり後追的に社会に新しい治水投資を強いる事態になりかねない。そんなことは、もういいかげんにやめようよと。今まで氾濫区域にニュータウンをどんどんつくってきた時代の延長から、もうそろそろ転換しないといかんよ。こういうことを言うていくのか、言っていないのか、何れの路線を選択するのか。それでこのところのソフトの定義を皆さんがどう考えていったらいいのか。

それから、7ページのこの土地利用・住まい方の転換のところですが、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域の指定等の中に、もう少し現状ではなくて、制度を拡大していくんだということは、今、事務局は法制局対応で大変困ってしまっているんですけれども。法制局がいてほんとうに必要な法律がつかれないなら亡国論だと僕は思うんですけれども、いずれ変わってこざるを得ない。真にあちこちで災害が出て、やっぱり金ばかり必要だといふのではなくて、災害が増えないためには、どういう土地利用制度があるべきかということが必要です。それを市町村にばかり押しつけていいのかなといふのを、もう1回、それこそ専門家として議論もしていただきたいと思います。今のところ、デッドロックに乗り上げているという事情はわかりますけれども、このペーパーのところでは、河川行政の中に長期的にはそれは含まれるのか、含まれないのか。含まれるけれども、あんまりギ

ラギラ書きたくないというのであれば、その気持ちもわかるので、そこは少しにおわせてた書き方にしておくのかどうか。少なくともことし1年かぎりではなくて、このペーパーが数年生きるような書き方があり得ないのか、これはむしろ委員同士で議論していったほうがいいのではないかと思います。

それから、4ページのこの維持管理システムの構築のところですが、維持管理は技術の粋を尽くしてちゃんとやってやるよと言うけれども、維持管理といえども、選択と集中で、絶対守るべきところは守るよとなると、守り方にも多少の温度差が出てくるのかなと。ここにハードのところを書いた事業の選択と集中という言葉がありましたけれども、そんなニュアンスがあったほうがいいのではないかと。

それから、気候温暖化は1つの戦略で、前回か、前々回か、気候温暖化のときは皆さんから大変意見が出ました。気候温暖化の前に、現実がもうガタガタじゃないのというような、ニュアンスが多かったように私は思うんですけども。新しいリスクの増員要因であることは間違いないわけで、未来は決して明るくないから、やっぱりそういうことは言うべきことはしておくというのは大事だと思うんです。

あわせて高齢化社会になって、自助だとか、公助とか、いろいろ言っていますけれども、自助努力はものすごく減ってしまって、前の災害のときも亡くなった方に高齢者が非常に多かったとか、その後、災害地を回ってみると、ベッドに寝ている人を担ぎ出すだけでも水防団、消防団が大変だったとか。昔なら声をかければ自分で歩いて逃げてくれた。あるいは、子供なり家族が誘導したんでしょうけれども、ポツンと高齢者がベッドに寝ている。あるいは、透析の機械がついている。その機械も一緒に運ばないといかんとか、いろいろなお話を聞くと、非常に高齢化社会は災害に題して脆弱な状態になっている。まず自助努力というか、共助努力がものすごく衰えているのと同時に、災害弱者が圧倒的に増えつつあるという現実も、大いに主張しておく必要があるのではないかなと思います。そういう書きぶりが出ていったときに、社会にはどう受け取られるのか。私はちょっとそういう思い込みを持っていますけれども、それこそ各委員の皆さんのご意見を承りたいと思います。

【分科会長】 以上ですか。

そうですね、これ、ちょっと私が発言するのもおかしいかもしれない。

社会資本重点計画の基礎資料という側面と、そもそも治水対策はどうあるべきかという側面とが実はこれ、そう明確に分けて議論していないものだから、多少の思い込みの差があるような気もするんですね。社会資本重点計画のほうで言えば、あそこに次のような施

設というのが列記されていて、それをいわば5年間どうするかという、そういう切り口でやっている事業の、事業費こそ書かないけれども、目標を立ててという、こういうやつですよ。先ほど言われた土地利用みたいなものというのは、他部門との連携という形で新計画では出てきますけれども、例えば土地利用のための規制とか誘導とかという非常に広い意味のソフト施策というのが、やや社会資本整備重点計画に即取り込まれない局面を持つという感じは残らざるを得ないんですよ。

しかし、我々は、ここからは意見なんですけれども、この際は、両方取り込んで、そして重点計画のほうへ取り込むのは、その中からいわば章として取り込めばいいわけだから、こちらでもうシュリンクしてしまわないほうがいいんじゃないかなという、広く書いておいて、取り上げられるのはここまでというのはそちらのほうで判断していただく、そういうスタンスでいいから、先ほど 委員も、 委員も、 委員も言われたのは、方向がある意味では一致しているんですね。広く地域を見て、あまり局所を見てそこを言うのではなくて、全体でやっていかなければいけないという方向でしょうから、それを仮に土地利用という言葉で外題しておくとしたら、これを強調するという方向は1つ大きい方向としてあるべき方向だという気がいたしますが。

ちょっとしゃべり過ぎましたが、ほかはいかがでしょうか。あるいは、 さんの言われたことについてのご意見でも結構です。

どうぞ。

【委員】 私も3ページですけれども、ソフト施策のところについては、あらっというふうに思いながら見ていたんですが、何となく背景事情みたいなものも少しわかったので、それを踏まえて意見を申し上げますと、ソフト対策について、情報関係だけではなくて、広い意味での土地利用的なものが入ってくるだろうというのは、これは後ろのほうに出てきているわけなので、そこはもう既に受け入れられているというふうに考えてよろしいわけですよ。そうだとしますと、治水対策の基本的方向というふうに言ったときには、やはりもう少し1項目きちんとそのことを書かないと、治水対策がどういうふうに展開していくのかという方向性みたいなものが出ないし、これはとても画期的といいますが、とても大きな転換なんだろうと思うんです、原理という意味では。なので、そういうふうな書きぶりをしていただけるとありがたいというふうに思います。

その土地利用の話というのは、後ろのほうですと、1つ関係しているのは、6ページの限界集落の話というのがあって、これはやっぱり行政というのは防災だと取り残された人

を助けるというところに比較的スポットが当たるんですけども、行政のその前提になっているのは、最大多数の最大幸福といいますが、そういうところがあって、つまり、コストパフォーマンスを考えながら一番効率的に多くの人を助かるような仕組みをどう考えたらいいいのかというのが多分ベースにあるはずなんですね。そうすると、限界集落の扱いというのは、できればきれいなといいますが、ソフトランディング的にフェードアウトしてもらおうということもおそらくあって、そういうことが土地利用の話というのは入っているんですね。ということが1つ。ちょっと書き方を工夫しないといけないと思うんですが、そこはやっぱり厳然たる事実だろうと思います。

それから、同じ関連しまして7ページの書き方ですけども、ここもですからその話とかかわってくるわけですが、ここも先ほど さんが言われたとおり、もう少し「等」のところを書いたほうがいいんじゃないかというのは私もそのとおりであるというふうに、自治体といいますが、自治体の土地に対する広い意味でのポリスパワーというものをどういうふうに展開していくのかと、そういう話が出てくるのだろうと思います。

それから、これは関連してですけども、 のところで、住宅都市政策と連携して集約型土地構造への転換に対応した治水対策を実施するというふうには書き切っておられるので、話がついているんですねという感じなんですけれども、これ、具体的にはどういう形で治水対策が出されるのかというのは、これはお伺いしたいところです。それが1点目。

それから2点目としては、9ページ目に話は変わしまして、一番下の(3)の流砂系全体から見た土砂管理というところなんですけども、多少、河川・海浜とか、海岸侵食とか、それから最後の行に山地から海岸までの総合的な対策云々という言葉が出てくるんですけども、私の理解では、土砂管理を総合的にやるということになると、当然、海岸の話が射程に入ってきて、海岸事業との連携ということがセットで出てくると思うんですね。そういうことを多分意識されているのだろうと思うんですが、別のところで下水道とは一層連携を強めるとはっきり書いているので、ここもできれば海岸室は同じ局ですので、海岸行政ともっとちゃんとタッグを組んで頑張るということを何で書いてくださらないのかなというふうにちょっと不思議に思ったところです。

あともう1つだけなんですけども、3点目としましては、4ページ目の国が果たすべき役割の明確化で、ここは何か相変わらず切れ味がいいといいますが、ちょっと不思議に思っているのは、こういうふうには書いてくれるところと、全然書いてくれないところが国交省の中にはあって、どういうことなのかということ少し思うわけですが、道州制の話も何だか

結構不透明なので、いまひとつ動きがよくわからないんですけども、ここまで書くのだ  
ったら、どうぞ最後まで突っ張ってきっちりやっていただきたいというふうに考えてお  
るところでございます。

とりあえずそんなところですよ。

【分科会長】 事務局からご返事部分がありますか。

【事務局】 先ほどからお話のある3ページの(3)のソフト施策による被害最小化の  
推進というところが、かなり矮小化したというか、十分こちらの思いがやっぱり書き切れ  
ていないというところがありますので、後ろのほうにはいろいろなことが書いてあるのに、  
この基本的な方向のところでは先ほどからお話のあるようなものすごく偏った情報だけとい  
う感じに見える書き方になっているので、後ろと合わせたような書き方をちょっと工夫さ  
せていただきたいと思います。

それから、ソフトとハードというふうに分けたときに、その真ん中ぐらいいあるファジ  
ーな部分というのがあるのかちょっとわかりませんが、そういうふうに分けてしま  
っている結果、その端的な部分ばかり書かれていて全体が表現できなくなってしまう  
ところがあるのかなというところは反省いたしております。

それから、7ページの集約型都市構造への転換に対応した治水対策を実施するという  
ところは、イメージとしては、コンパクトシティだとか、都市が集約化されていく中で、  
そういったコンパクト化されて集約されていく地域にウエートを置いた治水対策を実施す  
るというぐらいいイメージしかまだなくて、だから、薄まっていくところを捨ててしま  
うとか、そこまで言う気は今のところないというところがございます。

それから、海岸の話はおっしゃるとおりで、地球温暖化だとか、そういったことがい  
ろ懸念されている中では、逆に沿岸部というのはものすごく大事になってきていて、国  
土保全とか、国土管理というような観点から、その海との境界線である海岸というところ  
は非常に重要、それも今言った国土保全とか、そういったことだけではなくて、環境面だ  
とか、かなり幅広い意味で重要になってきていると思いますので、それらがきっちり表現  
できるような形にさせていただきたいというふうに思います。

それから、限界集落の話も、まずは守るべきところを、例えば限界集落であっても避難  
場所みたいなところはしっかり守るとか、そのぐらいいのところまでしかイメージはでき  
てませんが、ちょっとそのところはどこまで踏み込んで書けるところは行政として  
は難しいところだというふうに思っております。

【分科会長】 海岸については、多分、自分のことだから、そう書くとやっていないという面が見えるから嫌だと、当然だから書いていなかったんでしょうが、やはり書くなら正面から書いたほうがいいかもしれませんね。ちょっと検討してみましょう。

それでは、どうぞ。

【委員】 2点ほどお話ししたいんですけども、さんがおっしゃったことについては、私は会長のおっしゃるとおりで賛成です。そもそも青臭いことを言えば、基本的に言えば、審議会で作るものは審議会で作るものであって、役所がつくるものではないわけですね。だから、そこをちょっと最初に踏まえておいて、やはり審議会のほうでちょっと走るくらいでいいんじゃないかと思うんですね。それを役所の実際のほうでやってみると、ちょっとこんなことまで書いても無理ですよというような話がでたら、それを調整すればそれはいいかと思うんです。どこでもそうなんですけれども、最初から役所がつくってしまうと、役所は当然のこととして予算を考えるから、予算でシュリンクしますよね。民間は、金がなかったらどこかからつくろうと思うんですけども、役所の場合は、ある金を使うから、予算がシュリンクしてきたら、自分もシュリンクしないといけなくなってしまうんです。けれども、そういう時代だからこそ、生意気なこと言えば、民間ではいい施策をつくって国民に訴えてふやせばいいというふうに考えるわけですね。ですから、私は基本的には会長のおっしゃったように、ある程度、あるべき姿のような近いところを示して、それに対して事務局のほうとの折衝などがあれば、それでいいと思うんですね。最初からシュリンクすることはないと思います。

それから、ソフトということに関して、どうも私たち一般市民が考えるのと、役所もしくは専門家の先生方が考えるのとは若干違うのかなと思います。例えば、土地利用なんていうのは、一般的にはソフトで考えにくいんですね。それもソフトであるのだとしても、私は半分ハードみたいなイメージをちょっと持ったりするんですけども、ここに書かれているような情報だとか、啓発だとか、そういったようなことのほうがソフトのイメージは私は強かったものですから、今お聞きして、ソフトAとソフトBみたいなものがあるのかなという感じでありました。それで、ソフトAについては、今皆さんがおっしゃったような土地利用とか、今住んでいる人に立ち退けなんて、そんな簡単には動かない話だし、

さんがおっしゃったように、そこに建ててきてしまったようなこともあるし、これから建てるときには考えようとか、立ち退きにしても、これは何十年とかかかってくる話ですから、同じソフトと言っても、そう単純なソフトではない。

それからもう1つの意識改革とか、ここにありましたように形成計画などで出てくるようなものとタイアップしたり、先ほどの高齢者の場合とか、啓発しておけば何か警鐘が鳴ったときにパッと逃げられるようにみんなで訓練するとか、何かそういうことだけでも大分被害は違ってくるのではないかと。そういったような意味でのソフトという意味合いもやはり大事かと思えます。

ですので、ソフトで先ほどの位置づけでAとBのように書かれたらいいかなと思っております。そうしないと、国民のほうは住みかえのようなことまでソフトと言われると混乱するのではないかという気がいたしますので、そこは若干説明もいただければと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、 委員。

【委員】 今、 委員が言われたハード、ソフトですが、私の理解では、治水でストラクチュアルメジャーとノンストラクチュアルメジャーというのがあって、ハード、ソフトというのは和製英語で英語では通用しないんです、きっと。それで、ストラクチュアルメジャーがまさにハードに相当するんですが、ノンストラクチュアルメジャーが私はソフトに相当すると思っていて、そういう意味では、まさに土地利用とか、保険制度とか、そういうことも全部含めて言われていると思うんです。おそらく、全体の、私はむしろ

委員に聞いたほうがいいかわからないけれども、社会学者が見たときのハード、ソフトと言ったときには、おそらく法制度とかそういうものを含んだものをソフトと言っていると思うので、だから、おっしゃったとおりで、AとBがあって、非常に技術的なハードマップというのもソフトだけれども、ほんとうのソフトは、おそらく土地利用とか、そういうことを含めた、制度的なものを含めたものだと思えますけれども、だから、国民にもそうでしょうけれども、ほかの分野の人が見たときに、やはりソフトというものをノンストラクチュアルメジャーと見れば、土地利用のようなものをちゃんと考えてやるというふうなことを前面に出したほうが私はいいだろうと思います。それから、先ほどの

委員、 委員がそれを引き継いでの議論ですけれども、要するに、土地利用とか、住まい方というのは、非常に難しいというのは確かに難しいんでしょうけれども、これはほんとうに基本的というか、これから追求すべきほんとうに治水の基本問題だと思うんですね。ここで書いている土地利用、住まい方というのは、国土交通省の河川の非常にまじめだから、全部できそうなものしか書いていないんだけれども、これからの、これは重点化は5

年ですか、5年ぐらいを見越したうちに何らかの行動をするという方向を示す意味では、どういう言葉がいいかわからないんですけども、極めて抽象的に言えば、流域的視点に立った治水とか、この言葉は別のところでは使い古されておりますから、やはり意味は、まさに氾濫を許容するようなところは被害を少なくするというような方向をやっぱり探っていくという姿勢をぜひ出していただきたいと思います。ここへ書いてあることはほんとうに極めてまじめだというか、まじめというのは言い方がいい方向で、何か悪く言えば、あまりやる気がないというような、ごめんなさいだけれども、そういうふうに見えてしまうところがあって、どちらの方向でやるかというのは、やはりこれからこういうことを新しい方向に転換するぞというのをぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

委員、何か期待されましたよ。

【委員】 いえいえ。

【委員】 ハード、ソフトの話……。

【委員】 ハード、ソフトの話は、そんな社会科学の中で決まった使い方があるわけではないと思いますけれども、私の理解では、2種類あるというのはおっしゃるとおりで、そのうちの情報関係みたいな話というのは、従来の河川管理の中で施設整備を中心にやってきた。それを仮にハードと呼ぶとすると、そうじゃない従来型の河川管理のわくぐみ超えないところで情報提供するとか、そういう話ですね。だから、主従関係ははっきりしていて、その意味では、先生が言われたみたいに、危ないよと言えば施設整備しなければいいのかというと、それはそういう問題ではないという文脈で出てくるハードとソフトの関係というのが一方であると思うんですね。これが1つのミニマムなハード、ソフトの関係。

もう1つは、土地利用規制みたいな話で、法制度を入れるとか、財産権規制を入れるとか、そういう話になってくると、本来は従来の施設整備という概念とまた違う次元のところから出てきている話なので、したがって、この話をこの河川管理の中に入れるということは原理的な転換であるということで、新しい治水対策というにふさわしい大きな話になるのでしょうかというふうに考えているんですね。

ところが、そういうふうにしようとする、内閣法制局が立ちはだかりますという話があって、そこをちょっと1個だけ申し上げたいのは、法制局といいますか、従来型の霞が

関的な法律論をどう突破するかというのは、幾つか現象があって、1つは、民間の動きがとてもあるところではほんとうに経済界主導で議員立法をつくっていくというようなことが一方であります。あともう1つは、そういう経済界は必ずしもついていないんだけど、この間の4月に成立しました海洋基本法とか、水域安全法、そういう法律のように、わりあい少しナショナルスティックかもしれないけれども、しかし、既存の官僚組織で絶対につくれないような法律がつかれるというところはあって、多分治水の話というのは、あんまり経済界が乗っているという感じもしないので、後者のルートということになるのかなと思うんですけども、いずれにしても、両方ともないとすると、それはあきらめなければしょうがないということになりますよね。だって、そういう活力がないということになりますから。ということになると、おそらくそういう正規の法律、法令ということではなくて、もう少し行政実務的な対応で、ややはでさは欠けるかもしれませんが、名はなくても実をとるということで、少しずつ行政実務を積み上げていくということにならざるを得ないのかなというふうに考えております。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、 委員。

【委員】 本日の答申案ですが、まず内容で2ページで言いますと、この中で下から3分の1ぐらいになりますが、美しい河川空間、水辺を生かした地域のにぎわい、こういうことがかなり今回の答申の中で強調されてきたということは私も大変うれしく思っております。

それに対応する本文が数カ所ほどございまして、特に10ページがその部分でございまして、いろいろこれまでの河川政策の中で、1つはやはり環境ということが重視されてきた1つの大きな転換の時期があったと思いますが、今回こういう形で美しさとまちづくりが入ってきたということで、これについてはぜひ具体の政策の展開を期待しているところであります。

それからもう1つは、せっかくこういう形で分科会の答申が出るということで、今回、参考資料を見たんですが、今回こういう参考資料は多分ページとしては少ないと思いますけれども、全国各地いろいろな事例もあると思いますので、ぜひいろいろ今後の広報活動の中で、少し本なりを工夫していただければと。こういうまちづくりで言えば、例えば、この前、参考資料で、三重県の伊勢の瀬田川の例もあります。これはかつてやはり河川改

修の際に瀬田川沿いにある江戸からの川沿いの港町をどうするか、かなり大問題になったところではありますが、今、河川改修拡幅は終わったようですけれども、当時はあまり逆に活発でなかった地元のこういう歴史のまちを生かしたまちづくりというのも大分盛んになってきたようですので、それを含めてやはりいろいろな全国の事例もあると思います。

たまたま私が知っている例で言いますと、以前、伏見で、これは地元の非常に大きなお酒屋さん、まだずっと健在で、そこから十石舟でしたか船が出まして、その終点の場所が実は皆さんが河川局でおやりになった水門のところを復元整備している。ただ、水門そのものは閉じているようですね。あれはほんとうに動かせるようにしたほうがいいと思うんですが。

ですから、やはり既にそういう過去、いろいろな先行している事例があると思いますけれども、やはりそこら辺をぜひ少しまとめられて、パブリッシュメントの努力をされるといいのかなという感じがいたします。

それから、1つ、これまでのやりとりを見ますと、きょうの答申案で完璧に文章が固まっているというよりは、若干、今後、分科会長、それから事務局のいろいろなやりとりの中で少し加筆修正もあり得るように受け取っておりますので、そういうことでぜひお願いということで、10ページのところでございますが、この中で特に(1)美しい河川空間の再生ということで書かれている4行については大変賛成でございます。

その中で可能であればぜひ少し強調してほしいことが、「再生」という言葉が入ってまして、それから本文では、「活用することにより」とありますが、実はこういう堀割等については、かなり既に失われているものもありますし、また復元に向けての努力が必要な場所が随分あると思います。ですので、できれば文字として「復元」という文字も「活用」と合わせて、どちらが先頭に来てもいいんですが、あると、少し河川政策、あるいは河川行政の意欲がより強く出てくるのかなと。

それは別に決して江戸時代の堀割を全部戻してください、そういう意味ではなくて、例えば新潟では、戦後の高度成長期に随分堀割でできたまちを道路として転用しましたが、今、地元は堀割の再生の動きが既に出ております。市長さんも熱心なようですし、また国も支援して、いろいろ社会実験等でやっている例もありますし、先ほどご紹介した伏見の例もありますし、また、近江八幡の堀割が有名ですか、これは実は一度20年前に埋めようと、既にヘドロの山になっていたものを当時の地元の青年会議所、これは地元のだんな衆の方々が必死になって、清掃から堀割復元の活動をして、埋められることが決まってい

た堀割が逆に再生された。

ですから、いろいろな意味で、もう少し現に既に存在して、それを活用するというだけでなかなかうまくいかなくて、もう少し努力が必要であるという部分をぜひ強調して、少し復元というような文字もできないのかなと。

私自身の個人的な思いとしては、例えばソウルでやっている清溪川のようなことが日本でできないのかなという気もしておりますが、それは別としまして、そこまでのことを言うことではなくて、現に近江八幡なり、いろいろ日本の各地で既に実践されたり、またこれからそういう機運が盛り上がっているところをぜひ思案してほしいという意味もありますので、もう少し文字を強調できないのかと。

それから、この参考資料でも既に資料としては出ておりますが、やはり川沿いの水と緑というのは一体でありますので、少しこの文章の中にどこかに上手に緑という文字も加えていただくと大変いいのかなという感じがしますので、これはぜひ分科会長でぜひ少し考えていただけるとありがたいなという気がしております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、 委員。その後。

【委員】 前回、1点だけ申し上げたことが早速取り入れられていて感謝したいと思います。表紙の「安全で安心できる」というこの表現ですけれども、つまり、この表現が大事だと思うんですね。安全と安心の間にただポツが入っているというこの無神経さで事を済ませてはいけないという、安全だから安心できるんだという、そういう国を我々は目指していこうというスタートラインに初めて立ったという点で、高く評価したいと思います。

それから、靴を脱いでしまったジャーナリストの目でこれを見ますと、どこにニュースがあるのかなと思ってみると、あんまりないんですね。おっと驚くようなものがない。というのは、何かどなたかも言われたように、何かで過ぎたことをすまいという、あるいはできないことを掲げまいという自制力が働いているためかなと思うんですが、強いてそれでもぎりぎりどこかにあるんじゃないかということ、3ページのところに書いてある「達成すべき目標を明確にする」という、この点かなと思うんですね。つまり、何を目標、ゴールとして目指しているのかということ、まさにこれは中長期ですから、5年なら5年後、10年後なら10年後はここを目指していくよということを示して、今どこにいるかということ、常にも自覚しながらやっていきましょう。百数十年の治水の歴史の中で、今どこ

にいるかというのがよくわからないというのでは、やっぱり困るではないか。あるときに達成しました。もうあしたから治水の仕事はありませんというふうになるのを目標としてやっているんだと思うんですが、そういう意味では仕事はどんどん減っていかねばいけけないのに、現実にはどんどん増えていってしまっているという、そういう危機意識というのはあるんだと思うんですね。危機はどんどん大きくなっているし、それに備える財政基盤は脆弱になっているし、それから住んでいる人も高齢化しているという、いい材料が1つもない。そういう中でなおかつ温暖化によるさらに増大する危機をどう切り抜けていくかという答えを見出さなければいけないという意味で、なかなか魅力的なみんなが飛びつくような施策を打ち出せないというのはよくわかるんですけども、そういう中で当面の目標をはっきりと掲げて、今それを何%達成しているという、この5年間でどこまで行くよというようなことを示しながらやっていくというのは、大変いいことだと思います。

一方で、あまり評価できないのは、また美しい言葉が使ってある部分ではないかなと思うんです。もうどことは申しませんが、形容詞が幾つも使ってあるというような表現のところになると、例えば「うるおいのある」とか、何だこれかと。全く具体的……。これはまさにキャッチフレーズが借用されているだけであって、その本文の中にはどこがうるおいとしてとらえているのかという答えが全くないんですけども、こういう浮いた言葉がそのまま使われているところは、中身を十分に検討されていないという、その裏返しの照明ではないかなと思うんですが、ですから、どこかで借りてきたような言葉がまだ幾つか残っているかと思うんですけども、やはりそういうものをつぶしていくという作業がほんとうは要るのかなと思います。

それと、新しい時代認識のようなものがやはりもう1つあって、例えば、この施設の更新の時期というのが来るんだと。じゃあ、何年でそういう更新の時期が来るのというようなことを今まで言ってきましたか。川の堤防というのは何年もつんですか。ダムは何年もつんですか。海岸堤防はどうですかというようなことについてはっきり言ってこなかったと思うんですが、やはりこれからは何年という時期をはっきりと示して、そして何年後には更新の時期が来る、そしてそのために最も適切な維持管理のシステムというのを構築していく、そういう新しい考え方が随所に示されているんだと思うんですけども、何かそれが一本の縦糸として通っていないものですから、何かそういう主張が読み取れない。かなり時間をかけてそういうことかなというふうに解釈しないととれないところがあって、そういう点はちょっと残念だなと思います。何ページのどこということをはっきり

指摘できないものですから申しわけないんですけども、印象論としてそういう印象を強く持ちました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、 委員、どうぞ。

【委員】 先ほど海岸線のお話が出ましたが、実は私はこの委員会に出ている間中、川のことばかり考えていましたが、今、うるおいのあるまちづくりを考えて悩んでいらっしゃるの、河口エリアの方が一番悩んでいらっしゃる。もしかしたらご担当が違うのかもしれませんが、この10ページのどういうふうな入れ方かわかりませんが、やはり海洋との連携とを入れていただく必要があるのではないかなと思います。歴史、文化のかおる質の高いまちづくり、これは例えば最上川は北前船の文化を抜きにして語ることはできませんでしょうし、それから、川の保全というのはイコール海洋の保全ということになるかと思えます。ですので、ぜひとも海洋と私たちは一緒になって考えているんだというようなニュアンスを入れていただければと思いますけれども、それがもし難しいのだということであれば、その理由もお伺いしたいかと思えます。

以上でございます。

【分科会長】 何か言うことがありますか。

【事務局】 その視点が欠けていたのは皆さんご指摘のとおりですので、書き込んでいきたいと思えます。

【分科会長】 それでは、最後に 委員。

【委員】 治水と観光をどう結びつけたらいいかというところがこの委員会に入れていただけてからわからなかった点なのですが、今日は少し考えてまいりましたので聞いていただけたらと思えます。考えてまいりましたのは、山間部における水辺を利用した地域づくりで、その地域づくりを治水に結びつけられるしくみとしての省水力発電です。今、堰を利用した省水力発電、売電というのはいろいろなところで試みられているようですし、関西でも、京都の渡月橋で落差を利用した発電で、NGOがライトアップをするなどの事例もあります。ただ、こういった事例はご専門の先生がたくさんおられますので、おいておくとして、私が申し上げたいのは、山間部、過疎地域で河川局ならではの地域興しのサポートができないかということです。実はずっと以前に大滝ダムのあります川上村、吉野の上流から紀ノ川の河口に至るまでの16市町をうちの会社でヒアリングをして調べたこ

とがあります。林業はすでに成り立たず、商業化にも産業化にもおくれた地域ですが、そこにはいまだに水とかかわって生きてきた人、今も水とかかわって生きている人たちがいるわけです。そこで見たのは、「水車」です。水車というのは、1日2キロワットの発電力があるということですので、例えばこの水車を利用して1キロワットは自家使用としても、夜間の電力1キロを電力会社に売れば…。水車だって10基あれば10キロワット、100基あれば100キロワットの売電ができるわけです。この余剰電力を電力会社に売った利益を森林保全に使うということをするれば、山が保護され、森が保全され、土砂の流出も防げて、最終的には治水につながっていくはずですよ。

電力会社はそういう高い電力は買わないという人もいますが、それは大きな間違いであって、10年前に役所が高い再生紙を使うなんていうことは考えられなかった。でも、今は再生紙を使うのは当たり前のことで、クリーンなエネルギー、しかもそれで過疎対策になり、地域格差が是正されるということになれば、人は高い電力でも必ず買う時代が来るはずですよ。ただ、私はエネルギー問題の話をしているのではなくて、地域興しという視点で話しているつもりなわけで、例えば吉野のとなりの和歌山県では、今、緑の雇用事業というのを展開していて、これは土地と建物を提供してUターン、Iターンの人たちで和歌山県の定住人口をふやそうという事業で、結構成功しております。ただ、人は、土地と建物があるだけではやってこない。やっぱり仕事というものが重要なんです。そういう人たちに森林保全の仕事をしてもらえば…。もちろん森林保全の仕事がそう簡単にできるとは思いませんが、定年退職後、お金儲けが目的ではなくて、むしろ自然と触れ合いながら社会貢献していきたいという人たちが多いいですね。そういう人たちの力を使えば、今、問題になっている民有林の荒廃も防げるかもしれません。

それからもう1つ、和歌山には里親制度というのがありました。これは都会の子供たちを預かって田舎で育てるという制度ですが、人気が高くて受け入れのほうに間に合わず中止になった事業ですが、水車の村の里親制度として何らかの少しサポートしてあげれば、環境教育にも貢献すると思いますし、何よりも水車のある美しい風土、国土づくりが実現できると思います。

私は同じ国交省の国際観光にも携わっていますが、今、日本は2010年には1,000万人の外客誘致を目的にしたVJCキャンペーンを進めていて、昨年既に700万人は突破しました。これは省庁あげての努力もありますけれども、ビザの発給を緩和すれば外国人の入り込み客が増えるわけです。問題は、2010年に1,000万人の目的を達成

した後、日本は世界に何を見せるのかということで、中国等では国をあげて観光施策を推進しておりますし、中国にはもっと大きい自然、もっと大きい、もっと古い文化があります。そのとなりで日本が何を見せるのか、それは美しい国土、地方の魅力だと思うんです。国際観光に関しては、入り込み客が少ないという問題もありますが、来た人が東海道サンベルトに固まっているという問題もあります。一方で日本に来る前にどういう日本を見たいかという質問に対しては、35%の人が日本人の暮らしを見たいとしています。しかし、実際にやってきて見るのは大都会だけという大きなミスマッチがあるわけです。地方が輝かないと日本は輝きません。そのためにも美しい国土の保全にもつながる、山間部の地域興し。私は水車という1つの小さな例で申し上げましたけれども、山間部で水辺とかかわっている人たちをサポートすることによって、地域格差、過疎の問題を解決しながら、治水につなげていく方法を考えていただきたい。その際の問題は、水車なら機械は経産だとか、環境なら環境省とか、いや、これは農林だとか、タテ割りの問題があると思うんですが、地球とコラボしているのは国交省ですから、国交省が中心になって一元化して、こういう問題を調査研究をしていただければなと願います。以前に都市部における水辺づくりに関して許認可の問題を申し上げ、それを10ページの2の(3)に入れていただいたんですが、ぜひ(4)ぐらいにこの山間部における水とかかわる人の暮らしをサポートすることによって、地域づくりや観光を治水につなげる方法を模索するというような一文を盛り込んでいただいて、それを実行していただけたらと思います。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 最終だということで、私はちょっとこの最初の審議会で、シュリンクな発想なもので、少し考えてこういうストーリーを少し読ませていただいたんです。

さっき 委員がおっしゃったいわゆる特に都市部での環境水面の、先ほどおっしゃった都市河川とか、運河とか、堀割など、こういう水面の、委員は復元、その前に回復かなという言葉のあれはいろいろありますけれども、そういうものと拡大、これは環境水面とまた都市部におけるそういったにぎわい、うるおいとも合わせてぜひともここに書いてございますけれども、再度、お願いをしたらどうかと思っております。

また、微々たるものですが、こういった環境水面の回復、拡大というのは、ヒートアイランドとか、そういったものにもそれなりにほかの河畔林等々の緑のネットワークと合わせてつながるものとして、少し意味合いを込めて書いていただければなというふうに思っております。

それから、いろいろなところにもちりばめてあるICTで堤防の状態の把握とか、それから、それを含めて前にもいろいろ出ていました点検評価とか、それから、そういったものによって、場所によっては補給なり、強化する。それから、それは引いては予防的、かつまた長寿命化というものにもつながる、そういうようなセンスとしてもとらえることもできるのではないかということで、それぞれまたがっているところで、そういう意味合いのつながりをした形で描くこともあり得るのかなというふうに思っています。

それから、ソフトの話について、いみじくも 委員がおっしゃったAかBかという、僕はBのほうでいうと、やはり平常時とこういった危機管理的な部分において、被害というものに対して、特に人命ということに対しては、やはりこういった正しい、なおかつ即応できる、そういった正確な情報を提示するという意味合いの内容としては、それをさらに強化して実施するというところで、土地利用、誘導、そういったものの被害の最小化、軽減化ということに結びつくと同時に、直接的なそういうものについては、このソフトという意味、そっち側のBタイプの形で描くとすれば、それはここに書いてございますような形で強化し、また実施するという線をこのような形でかくことは十分必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【委員】 1つだけちょっと気になったんですけども、3ページのさっきから話題に出ていますけれども、予防的、「的」という一字です。例えば、予防医学とかありますけれども、予防的医学とかと言ったら、ほとんどの人たちが患者さんとしても不安になると思うんです。「的」を除いて「災害予防対策の重視」とすれば、すっきりと読めるような気がするんです。もう1つちょっと細かい点で気になって仕方がないので最後に言わせていただきますと、その3ページの中の上から5行目、「選択と集中に努める」、選択と集中、「選択と実践に努める」ならわかるけれども、この集中というのは、一生懸命やりますという意味なのか、ちょっと教えてほしいんですが。

【分科会長】 どうですか、事務局は。後で考えますか。

じゃあ、後で考えましょう。

まだありますか。はい、どうぞ。

【委員】 私の想像ですけども、やっぱり守るべきものは守るという意味では、どこ

を選択してやる。その場合に限られた資金をそこへ集中する。ですから、集中の前に例えば資金等の何か1つ足りなかったかなと思いますけれども、これは私なりの発想です。

【分科会長】 一通りご意見を伺いましたが、ほかにございますか。さらに追加でご発言があれば、どうぞ自由に。

よろしいでしょうか。

きょう特にいろいろご意見いただきましたが、土地利用の問題は、やや頭の痛いところがありますね。あんまり強調するというのもどうかという気もするし、率直に言って、法制局の話が出ましたが、この問題を本格的にやろうとしたら、相当に読まなければいけないと思うんです。つまり、都市行政部門、住宅行政部門、あるいは土地行政部門のような知見もすべて寄せて、もちろん学問のほうで言えば、法政とか、経済とか、河川工学ももちろんですが、土地利用と治水のあり方ということに焦点を合わせた専門的な研究を要するような、ある意味では課題なのではないかと。だから、思いつきにポコッと出すようなものではない側面、つまり、読み切った上でやらなければいけないという側面もあるような気がするんです。しかし、我々としては、やはり1つの大きな方向であるという認識を持っているわけですから、この答申の中では、抽象的あるいは基本的な記述にとどまらざるを得ないという留保をしつつ書き込んでいきたいと、私としてはそんな感じがするんです。つまり、徹底的には書けない。具体論的には書けそうもないんだけど、しかし、基本抽象レベルというところにとどまるとすれば、思想をはっきり今より書くということはあるような気がしますから、そのようなことを頭に置く。

それから、ほか、予防と事後の問題とか、維持管理もパラパラと出てきていますが、これも筋が通ったように読めるように書くというような話。それから、各先生からいただいたやや具体的な論点、あるいは記述修正、こういうものもできる限り取り込んでいく、こういう思想で、後のことについては、私にご一任をいただいて、文案をつくった上で、委員各位のご確認をいただいて、それでよければこれを答申案とすると、こういうことではいかがかと思いますが、どうでしょうか。つまり、本日の段階ではまだここをこうするというのを申し上げないで申しわけないんですが、ご一任いただく、修正案をご確認いただくという手順でやらせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、そのようにいたしたいと思います。

そういう前提で、基本的には今回の答申案をもって答申とさせていただきます。

なお、今後は、答申を踏まえて、社会資本整備重点計画の策定作業が行われ、他の分野の計画案と一本化され、社会資本整備審議会の計画部会の審議及びパブリックコメント等を経て、来年夏に新重点計画が閣議決定される予定となっております。

本件につきましては、審議会運営規則第8条第2項により、「分科会の議決は、会長が適当と認めるときは、審議会の議決とすることができる」とこととされておりますので、各委員にご確認をいただいた後に、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思いません。

それでは、ご多忙の中、ご出席いただきました専門委員の方々におかれましては、今後の治水対策のあり方についての審議が本日で一応終了いたしましたので、この後の議事につきましては、ご退席いただいて結構かと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩、約10分間、休憩いたしたいと思います。

( 休 憩 )

【事務局】 よろしゅうございますか。それでは、後半の議事に入らせていただきます。

議事に先立ちましてご報告させていただきます。

きょうの2番目の議題であります川内川、高梁川、土器川の水系に係る基本方針の策定について調査審議するため、臨時委員として川内水系に関して 委員、 委員、高梁川水系に関して 委員、 委員、土器川に関しまして、 委員にご出席をお願いいたします。それぞれ代理においていただいておりますのでご報告いたします。

それでは、 分科会長、引き続きよろしくお願いいいたします。

【分科会長】 それでは、再開いたします。

臨時委員の代理の方々、遠路どうもありがとうございました。

本日2番目の議題であります川内川水系、高梁川水系及び土器川水系にかかる河川整備基本方針の策定を議題といたします。

本件は、先般、大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から分科会長に付託されたものであります。

これを受け、分科会として、効率的かつ密度の濃い専門的な審議を行うことが必要と判

断し、分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】                   でございます。

それでは、川内川水系、高梁川水系、土器川水系の各河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。

資料3にございますが、川内川水系については2月23日、4月25日、高梁川水系と土器川水系については、4月25日、5月18日の2回、小委員会を開催いたしました。

小委員会には各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は資料3の報告の6ページにございます。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において指摘された主な委員意見と、それらへの対応についてご報告いたします。

まず川内川水系でございますが、資料2をごらんください。資料2の各水系河川整備基本方針（案）の概要の1ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、川内川は、鹿児島県北部に位置しており、流域面積は1,600平方キロ、幹川流路延長137キロ、想定氾濫区域内人口約6万人の一級水系です。地形は狭窄部を挟んで複数の盆地がひょうたん型に直列につながる地形で、盆地・平地に人口が集中し、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生します。

災害の発生の防止または軽減に関してですが、平成18年7月洪水で、宮之城地点で既定計画の洪水流量を超過し、全川の的に甚大な被害が発生したため、基本高水の見直しを行い、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等も行った結果、基本高水のピーク流量を基準地点川内で9,000トンとし、洪水調節施設と河道への流量配分は河道で7,000トン、洪水調節施設で2,000トンとしています。狭窄部を挟んで複数の盆地がひょうたん型に直列につながる特異な地形であることを踏まえ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることとしています。

洪水調節は、上流部では遊水機能を生かした洪水調節施設、中流部では既設洪水調節施設の治水機能の向上及び新たな洪水調節施設により対応することとしています。

河道や沿線の状況を踏まえ、治水対策を早期かつ効果的に進めるため、輪中堤や宅地嵩上げを実施することとしています。

河川環境の整備と保全に関してですが、河道掘削に当たって、掘削形状や施工方法等に配慮し、天然記念物であるチスジノリ等の保全に努めるとともに、瀬、淵やワンド等の多様な河川環境の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び遊水の正常な機能の維持に関してですが、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保することとし、倉野橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、おおむね20トンに設定しています。

審議結果の報告でございますが、資料3をごらんください。

小委員会報告の1ページですが、基本高水について、基本高水のピーク流量について、計画降雨継続時間を2日から12時間に変更しているが、2日でどのような値になるのか比較が必要ではないかとの意見がありました。

これについては、2日雨量で算出した流量が1万400トンとなるが、流量データによる確率からの検討、既往洪水による検討等で算出した流量がおおむね9,000トンであることなどを総合的に検討し、基本高水のピーク流量9,000トンとする旨の説明が事務局よりありました。

河道計画についてですが、同じような形状で掘削すると、低水路の流量が増え、砂が舞い上がり、高水敷が大きくなるので、今後の対策では、一気に掘削等を実施するのではなく、掘削後の状況を確認しながら対応すべきではないかとの意見がありました。

これについては、現状の河道形状で安定しているため、現状の河道形状を維持した掘削を実施することとし、掘削に当たってはモニタリングにより掘削後の河道形状の変化を確認しながら、掘削を実施する旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料5をごらんください。5-1、対比表の7ページ、右側、下から5行目に、河道掘削後に土砂が堆積し、流下能力が低下する地区では、掘削後の状況を調査しながら掘削を実施すると記載しました。

その他の事項では、今後の対策を進めるに当たって、住民の方々がどのように感じているかということをお大事にして、地域の方々に理解が得られるよう説明をしていくべきではないかとの意見がありました。これについては、平成18年7月洪水の後、今後の対策等を地区ごとに説明するとともに、地域と一体となった対策の検討を行うために、地域住民や学識経験者等をメンバーとする委員会を設立予定である旨の説明が事務局よりありました。

以上が川内川水系でございます。

次に、高梁川水系でございます。資料2の2ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、高梁川水系は、流域面積は2,670平方キロ、幹川流路延長111キロ、想定氾濫区域内人口約44万の一級水系で、下流部には岡山県第二の都市である倉敷市、水島コンビナートの資産が集積する岡山平野の西端を貫流しています。

下流の岡山平野は干拓等によって形成された洪水氾濫に脆弱な低平地であり、想定氾濫区域は岡山市域まで及びます。

災害の発生の防止または軽減に関してですが、基本高水のピーク流量は、工事实施基本計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定計画と同様に基準地点大橋において1万3,700トンとし、洪水調整施設と河道への流量配分は、工事实施基本計画において、河道で1万2,200トン、洪水調節施設で2,500トンとしていましたが、河道等の特性を踏まえた上で、できる限り河道で分担するよう検討した結果、河川整備基本方針では、河道で1万3,400トン、洪水調節施設で2,500トンとしています。

河川環境の整備と保全に関してですが、アユなど回遊性魚類の遡上環境の確保や生息環境やタナゴの重要種の産卵場、生息場の保全に努めるとしています。

また、帝釈峡をはじめとする渓谷部の景観の保全や下流部における地域の象徴としての河川景観の維持形成に努めることとしています。

河川の適正な利用及び正常な機能の維持についてですが、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して、必要な流量の確保に努めることとし、酒津地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、おおむね16トンとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資することとしています。

審議の結果の報告でございますが、資料3にお戻りください。2ページをごらんください。

河道計画ですが、合流点のつけかえや固定堰の河道堰化による大きな流れの変化に対し、どのように対応するか検討が必要ではないかとの意見がありました。

これについては、合流点のつけかえに伴う流速の変化や固定堰の河道堰化に伴う河床変動の予測計算結果によれば、流速の大きな増加や著しい河床変動は予測されないものの、一部では流速変化や河床変動が予測されることから、今後、詳細な河道計画や施設計画の

検討を行っていく旨の説明が事務局よりありました。

内水についてですが、小田川合流点のつけかえにより、小田川の水位がどれだけ下がるのか、内水被害の軽減にどのようにつながるのかとの質問がありました。

これについては、小田川合流点のつけかえ及び河床掘削により計画洪水で最大約7メートル、昭和47年7月の洪水では、最大約6メートル水位が低下するほか、内水の継続時間も計画洪水で約90時間であったものが約20時間に、昭和47年7月洪水では、約80時間であったものが約20時間に短縮する旨の説明が事務局よりありました。

小田川合流点のつけかえにより、内水問題が解消された小田川沿線の土地利用について、どのように考えるのかとの意見がありました。

これについては、内水問題が解消された後も小田川沿線の過去の浸水被害を踏まえ、土地利用の適正化や避難場所、避難路の確保等について、関係機関と取り組むほか、地域の理解が不可欠であることから、地域に対する情報提供に取り組む旨の説明が事務局よりありました。

河川環境についてですが、景観について、帝釈峡だけでなく、大臣管理区間についても留意する旨記述をすべきではないかとの意見がありました。

これについては、大臣管理区間の景観についても本文に記載することとしました。具体的には、資料5-2の11ページ、右側の上から7行目に、高梁川下流部においては、都市域の貴重な水辺空間、地域の象徴としての河川景観の維持形成に努めると記載しました。

以上が高梁川水系でございます。

次に、土器川水系をご説明します。また資料2にお戻りください。3ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、土器川は香川県の中西部に位置しており、流域面積は127平方キロ、幹川流路延長33キロ、想定氾濫区域内人口約10万人の一級水系です。

下流部でも河床勾配が100分の1から400分の1程度であり、有数の急流河川であり、ひとたび氾濫すると、香川県第二の都市丸亀市街地全域に被害が及びます。

出水など水量が乏しい地域特性に応じた取水形態が古くから行われ、下流では瀬切れが頻発しています。

災害の発生の防止または軽減に関してですが、基本高水のピーク流量は工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検

証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定計画と同様に基準地点菟川橋で1,700トンとし、洪水調節施設と河道への流量配分は、工事实施基本計画において、河道で1,350トン、洪水調節施設で350トンとしていましたが、河道の特性を踏まえた上で、できる限り河道で分担するよう検討した結果、河川整備基本方針では、河道で全量を分担することとし、1,700トンとしています。流下能力の向上を図るため、急流部では固定堰の改築や樹木抜開、下流部では引堤等を実施することとしています。現存する霞堤は氾濫水を戻す効果を有しているため、保全に努めることとしています。

河川環境の整備と保全に関してですが、河畔林により多様な環境が形成されている中流部では、河道掘削に当たって河畔林を一部存置等し、水辺環境の保全に努めるとともに、河川水が伏流し瀬切れが見られる下流部では、ミゾコウジュ等が見られるため、河道掘削に当たって、既存のみお筋の保全や礫河原の変動に影響を及ぼさないよう配慮することとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関してですが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、瀬切れの発生や独特な取水形態により、定常的な取水となっていることなどから、今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、流水が伏流している河川の特性と、動植物の生息・生育に必要な流量との関係を把握するとともに、関係機関と連携して水利用の実態を把握した上で決定することとしています。

審議報告として、また資料3の4ページをごらんください。

基本高水についてですが、工事实施基本計画を踏襲する場合には、基本高水の見直し、降雨継続時間等の検討は実施しないとのことだが、どのような場合に基本高水の見直しや降雨継続時間等の検討を行うかとの質問がありました。

これについては、計画策定以降に観測された洪水流量がこれまでの計画を上回る場合や、工事实施基本計画策定時の制約条件等により、近年一般的に使用されている方法と比べて必ずしも適当でない場合などに、日雨量や時間雨量データを用いて貯留関数法等により基本高水を算出することとしている旨の説明が事務局よりありました。

河道計画についてですが、河道内の樹木の繁茂により洪水到達時間が変化すると、計画降雨継続時間が6時間と短い場合、その影響が大きいため、実績洪水のハイドログラフで確認することが必要ではないかとの意見がありました。

これについては、河道内の樹木は経年的に大きな変化はなく、戦後最大規模の洪水をハイドログラフで確認すると、洪水の伝達時間に経年的に変化は見られない旨の説明が事務

局よりありました。

出水など伏流水がたまったところが瀬切れした川での生物の避難場所となっているならこれを保全すべきとの意見がありました。

これについては、出水やため池は、支川や水路を通じて土器川とつながっており、水路ネットワークを形成しており、本川内のたまりと合わせて貴重な生息場となっているため、出水等と水路との連続性を確保し、魚類の生息環境を維持していくよう努める旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することといたしました。

具体的には、資料5-3、対比表の9ページです。右側、下から9行目に、流域におけるため池や出水と本川を結ぶ支川や農業用水路等の水路ネットワークとの連続性の確保に努め、魚類の生息環境の維持に努めると記載いたしました。

ちょっと説明を落としたと思いますが、この資料2の3ページ、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の項です。一番下の段ですが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、瀬切れの発生や独特な取水形態により、定常的な取水となっていないことなどから、今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、流水が伏流している河川の特性と、動植物の生息、生育に必要な流量との関係を把握するとともに、関係機関と連携し、水利用の実態を把握した上で決定するものとし、これまでの河川におきましては、それぞれ流量を定めてまいりましたが、土器川は非常に瀬切れが多いことから、このような表現で、今後、検討事項とすることにし、具体的な数字は決まらない状況になっております。

以上のような議論を取りまとめて提案された3水系の河川整備基本方針の案を作成いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を基礎として議論したいと思いますが、最初に臨時委員の代理の方々からご意見を伺いましょうか。

委員、どうでしょうか。

【委員】 代理で参りました と申します。

川内川水系につきまして、ご審議をいただきありがとうございます。

河川整備基本方針につきましては、小委員会のほうでも熱心にご審議をいただきましたので、鹿児島県といたしましては異存はございません。どうぞよろしくごお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。

委員、いかがですか。

【委員】 の代理出席の でございます。

川内川につきましてご審議いただき感謝いたしております。

基本方針につきましては、宮崎県として異存はございません。川内川水系の治水事業の推進を図るため、方針の早期策定をお願いしたいと思っております。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

次に、高梁川のほうで、 委員、どうですか。

【委員】 でございます。代理出席でございます、よろしくお願いします。

高梁川につきまして、このたびご審議をいただいておりますことにまずもって感謝を申し上げたいと存じます。

高梁川でございますけれども、ご報告にありましたように、岡山県がその流域をほとんど占めるといった河川でございます。しかも、岡山県にとりましては、旭川、吉井川と並ぶ三大河川の1つということでございまして、県民の安全な暮らしはもちろんでございますけれども、灌漑用水をはじめといたしました水の利用の関係、さらには河川敷につきましては、豊かな自然を形成するとともに、スポーツでありますとかレジャー、そういったようなものに高度利用されまして、広く県民に親しまれております。そうした実情を踏まえていただきまして、このたび基本方針案が取りまとめられたと、このように伺っておりますので、県といたしましては、特に異議はございません。何とぞよろしくお願い申し上げます、このように考えております。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、 委員、いかがですか。

【委員】 代理出席でございます。 でございます。

ご審議いただきありがとうございます。

今回のこの基本方針案でございますが、広島県といたしましても、特に異存はございません。当県といたしましては、引き続き、自然豊かな河川環境を保全していきたいと考えております。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、土器川につきましては、 委員、いかがでしょうか。

【委員】 このたびは、土器川の基本方針をご審議いただきまことにありがとうございます。

内容につきまして、県としては異存はございません。

なお、この場をおかりしまして発言させていただきますが、先般、土器川と満濃池にかかわります水利権の見直しの許可を国交省のほうからいただきまして、重ねて御礼申し上げます。地元ではことしも渇水状況が続いておりますが、引き続き、国をはじめ関係機関のご支援をいただきながら乗り切ってまいりたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、他の委員の方からご自由にどうぞ。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ、委員。

【委員】 土器川の満濃池は、私、技術と発想に対し、尊敬しているというか、あれだけのものをあの時代によくぞあの地域でつくって、そのあと、メンテナンスがいいせいか、今でも感動的な風姿をしています。あのため池そのものの存在が。もうちょっと観光資源として売り出してもいいし、歴史的遺跡としても、現役の遺跡として、現役であれば遺跡と言わないのかな、それをもうちょっと、ああしたものがありますよと、ダム定義の中にとり込み、ため池とダムがどこがどう違うのかとか、まだ一般的にはなかなかわからない部分があって、ああいうものをむしろ国民的財産として多くの人たちに知らしめるべきかなというふうに思います。満濃池に関しては、基本計画での意味づけというのはどの辺にあるのでしょうか。

【分科会長】 これは 委員が答えますか。それとも事務局が答えるのかな。何か満濃池について言うことがありますか。

【委員】 満濃池は非常に古い歴史がございまして、もう西暦800年ぐらいからつくられてきたため池でございまして、現在までも、昭和に入りまして、その貯水容量を増やしたりというような地道な努力を積み重ねてきているダムでございます。

また、観光資源といたしましても、現在、国営公園としまして周辺に公園整備を国のほうでしていただいているような状況でございまして、地元のほうでは非常に利用したり、大切に扱っているつもりでございまして、なかなかPRがうまくいっていないということもご指摘がございましたので、その辺は十分地元のほうでもPRに努めてまいりたいというふうに思います。

【事務局】 事務局からよろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【事務局】 基本方針の文章の中には、満濃池などの周辺のため池で一度貯留して必要なときに補給するという取水形態というか、水の利用の形態については書いてあります。ただ、先ほどおっしゃいましたような歴史的遺産といいですか、土木遺産というか、そういうような形での評価というのは、ちょっとこういった中では盛り込めていないというようなことでございます。それはまた改めて別の場で現地サイドで、あるいは整備局なんかでPRしていくような形でやっていくということだと思います。

【委員】 あれはとてもメンテナンスがよかったという模範例みたいになると思うんですね。だから、手を加えてきちんとやれば、ため池でも1,000年以上はもつ、そのちょっとした模範例として具体的であるし、わかりやすいし、そういう活用の仕方というか、これが現実そのものなんですよというような、そういう事例にしてほしいなというふうに思います。

【事務局】 先生ご指摘のとおりで、ああいう土木構造物、30メートル以上ありますのでダムとして位置づけられると思いますけれども、何度か実際に壊れているんです。大きな被害も出ています。そういう被害を克服しながら今まで使い続けてきているというのは大変重要なことだというふうに我々も認識しておりますので、現地サイドでそういったことがちゃんと記録にとどめられるようにしたいというふうに思います。

【分科会長】 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。

【委員】 私は小委員なんですけれども、かねがねよくわからなかったことを質問をさせていただきます。土器川の場合は、正常流量は今回決められませんでした。常願寺川も河口では正常流量を決めたんですけれども、上・中流では決めていない。伏没してしまって水がないということが理由なんだということなんです。河川法ではこれを決めなさいとしているときに、いつも気になるのは、決められないものを決めなさいと言っていることにどんな意味があるのだろうかと感じています。正常流量が必要だったら、そのために相当の努力をすとか、ここへ書いてある関係機関と連携して水量の実態を把握した上で決定するものとするとしています。このとおりだと思うんですけれども、今後どういうふうにその辺を考えるのかについて、河川局としての考え方を聞かせていただきたい。よろしく申し上げます。

【分科会長】 答えてください。

【事務局】 ですけども、河川整備基本方針の中に何を決めなければいけないかというのが政令の10条の2に決まっております、その中に主要な支川における流水の正常な機能の維持をするために必要な流量に関する事項ということで、これは定めなければならないという記述になっています。これが1つはございます。

それと、土器川の場合には、これまで何百年にもわたってこういった瀬切れの状態が続いておまして、確かに河川環境はどう考えればいいのかということで、魚のためにはもっと流量を増やしてやればいいのかという議論もございますけれども、ここについては、出水も含めて伏流水がたまっておるんですけども、そういったものがその地域の河川環境も含めた地域の環境になっているというふうに理解しています。土器川については、社会的にも、物理的にも河川に水を戻すというのは非常に厳しい河川でございまして、政令にはそういう記述はあるんですけども、今後の課題とさせていただいて、さらにはいろいろな皆様方のご意見を伺いながら、定められるところは定めていきますけれども、難しいところは無理に定めても、やはり実際その手段がないということもございまして、その部分はよくこれからも河川局としても考えていきたいなというふうに考えております。

【分科会長】 よろしいですか。かなり厳しい局面の話になってしまった。

ほかはいかがでしょう。

はい、どうぞ。

【委員】 私も小委員会のメンバーなんですが、高梁川の最後の委員会に出られなかったこともあって、県としてはこれで十分とおっしゃるんですけども、ほかの川との関係で言いますと、私が言いたいのは、10ページの上から3行目から上下流バランスのことが書いてあります。上下流バランスも確かに重要なんですが、やはりこの高梁川の左右岸問題、これは物部川で議論したと思います。物部川も高知市側の右岸側は大変な被害を受ける。先ほど、委員長の説明を聞きながらここを見直してみたんですが、まさにここでは左岸側が切れたら大変な被害を受けるということで、左右岸の議論は物部川でもしました。物部川でも左右岸のことを意識した表現がかなり適切に表現されていると思いますけれども、ここもやはりああいう表現をここで入れるべき川だというふうに認識しましたので、要するに、どう書いたか、あのとき私も文案も考えてみてそちらにお返ししたと思いますけれども、やはり左右岸問題がわかるような表現をするべき川だと思いますので、

こんなときに言って申しわけないんですが、物部川でそういう表現があって、高梁川は状況としては同じような状況だけれども、そういう表現がないというのは、ちょっとバランスを欠くのではないかと思います、委員長、いかがでしょうか。済みません、こんなときに。

【委員】 さて、まず事務局から一応言っていた上で私も。

【分科会長】 そうですね。

どうぞ、事務局として何かお考えはありますか。

【事務局】 物部川の左岸側は、たしか河岸段丘に囲まれた拡散型の氾濫をするところではなかった。右岸側が拡散型の氾濫をするところだったという状況がありますけれども、高梁川の場合ですと少し右岸側と左岸側のほう、人口だとか、資産の集積というのは大いに違う点があるんですけれども、ちょっとそこまで今の段階で左右岸に差をつけた表現をするというのはなかなか難しいのではないかというふうに思っております。

【事務局】 物部はどういうふうに。

【事務局】 ちょっと物部は今、資料がないのであれなんですけれども。

【委員】 結構、暗にそういうことがわかるような表現であって、河岸段丘とか何とかというようなことを背景として考える条件ではあったと思いますけれども、今ちょっと手元がないんですが……。

【委員】 よろしいですか。

堤防を強化するということは、はっきり左岸堤防について書いたんですね、この中で。

【委員】 書いてあるんですか。

【委員】 書いたんです。物部川の左岸側の堤防が切れたら大変なので堤防強化をするということの議論をしっかりとやりました。

【事務局】 8ページでございますけれども、災害発生の防止または軽減というところの2パラグラフ目の流下阻害の一因となっているというところの2行目でございますが、堤防が砂礫で構成される堤防漏水等のショウジャスイ箇所、これがさらに締め切りのところでございますので。

【分科会長】 大体よろしいんですか。

【委員】 これもおそらく今ははっきり書けないというのはわかるんですが、やはりこれから本質的に議論すべきことだと思います。どこを重点的に守るか守らないか、守らないというのではなくて、重点的に守るかという議論の中の一環で、上下流の議論はよくでき

ているんですが、左右岸の議論がなかなかしにくい状況にあるのはわかっていますけれども、おそらく危機管理とか、そういうことに関連してはやはり議論せざるを得ない問題だというふうに考えていますので、ここで意味がちゃんと通じるようになっていければいいと思います。

【分科会長】　そうですね。さっきの答申とも絡む話で。

では、原案は原案としていいですね。

【委員】　はい。

【分科会長】　わかりました。

ほかはありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました川内川水系、高梁川水系及び土器川水系にかかる河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として、適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、審議会運営規則 8 条 2 項により、分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされておりますので、本件につきましては、会長のご承認を得て、審議会の議決といたしたいと思います。

引き続き、今後審議予定の一級水系にかかる基本方針について紹介があるということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】　それでは、　でございます。お許しいただいて座ってご説明いたします。

お手元の資料 6 でございますが、今後の河川整備基本方針の策定についてということでございます。

これから新たに審議を開始する水系、これは 4 水系でございます。尻別川、鶴川、木曾川、江の川でございます。日本地図の中で赤でかいてあるところでございます。これについて簡単にご説明いたします。

それから、その説明の後に、第 2 5 回の河川分科会、球磨川の審議のときに分科会長の取りまとめの中で河川管理者に説明責任を十分果たすように強く要請すると、こういう宿

題がございました。これにつきまして、現状も簡単にその後、ご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、尻別川から簡単にご説明いたします。

まず、尻別川水系でございます。流域及び氾濫源の諸元として、流域面積が大体1,640平方キロメートルの河川でございます。これは主な町村では、倶知安町とか、ニセコ、流域図を見ていただきますと、羊蹄山があって、ニセコアンヌプリがあるというところの流域の河川でございます。

現在の計画につきましては、100分の1の安全度で基本高水のピーク流量は3,300トン、計画洪水流量は3,000トンという河川でございます。

こちらの地形、河川特性につきましては、上が山麓、山がございまして、下流に平地がありまして、蛇行しながら流下をしているという河川でございます。

主な洪水被害でございますが、昭和36年、37年、50年、56年と大きな洪水被害を受けておるような川でございます。

また、治水対策としましては、本川3カ所での捷水路工事、先ほど蛇行と言いましたが、この蛇行を捷水路でショートカットをしております。

河川環境につきましては、ヤナギ林を中心にした河畔林がございまして、非常に環境のいいところでございます。また、公園利用や水面利用も盛んであるというところでございます。

ちなみに、水質ランキングが1位というのが平成11年から14年、16年から17年と、非常にきれいな川でございます。これが尻別川でございます。

次にめくっていただきまして鶴川でございます。

鶴川水系、こちらは流域面積1,270平方キロメートルでございます。これは北海道の真ん中の南のほうといたしますが、非常に細長い流域の川でございます。

こちらの工事実施基本計画、現在の計画は、大正11年の実績最大で決まっております。基本高水のピーク流量は3,600トン、計画洪水流量も3,600トンでございます。これは洪水調節施設のない河川でございます。

地域と河川特性及び降水量でございますが、上流渓流から流れ出てまいりまして、中流では河岸段丘になっておりまして、下流に比較的開けた下流部がございまして、こちらに鶴川の町がございまして。

主な洪水被害でございますが、近年、平成4年、13年、15年、18年と洪水被害が

頻発しております。大体2,000トンから3,000トンの洪水が出ております。

また、治水対策でございますが、これは大正8年と平成14年の比較を載せております。大正8年のときには河川が非常に蛇行している。これが平成14年を見ていただきますと、この蛇行が結構安定化した形で流れている。農地や宅地がその関係でも発達をしてきているという、こういう治水対策のおかげで農地、宅地が発達してきたということがわかるような河川でございます。

それから、河川環境でございますが、ここはシシャモが有名でございます、ほんとうのシシャモというのはこのシシャモらしいです。我々が食べているのはノルウェー産らしいですけども、このシシャモがほんとうのシシャモという、そういうシシャモが非常によい河川でございます。

次に、木曽川水系のご説明をいたします。

流域及び氾濫域の諸元ということで、流域面積は9,100平方キロメートル、非常に大きな川でございます。

木曽川水系といいますのは、3つの川で1つの水系をつくっております。木曽川、長良川、揖斐川、この3つでございます。

主な市町村は、岐阜市、大垣市、桑名市でございます。

想定氾濫人口、また資産は非常に大きな額になっております。

流域図を見ていただきますと、この三川の関係がわかると思えますが、東から木曽川、長良川、揖斐川。真ん中の赤の想定氾濫区域がありますが、ここが濃尾平野になっているということでございます。名古屋市がこの東側にございます。

現在の計画でございますが、木曽川、100分の1で、基本高水ピーク流量が1万6,000トン、計画洪水流量は1万2,500トンでございます。

長良川は、これは昭和35年8月の既往最大決まっています。基本高水ピーク流量8,000トン、計画洪水流量7,500トンでございます。

揖斐川は、100分の1、基本高水ピーク流量6,300トン、計画洪水流量3,900トンになってございます。

こちらの地域河川特性でございますが、濃尾平野は地盤沈下が起こっております。この真ん中の図で言いますと、緑の線で囲まれたところ、こちらが地盤沈下の地帯でございます。この地盤沈下地帯を流れている河川である。また、赤で囲まれている部分がゼロメートル地帯でございます。こういう治水で言いますと厳しい地形となっているということで

ございます。

主な洪水被害でございますが、木曾川は58年9月、長良川は51年9月、平成16年10月、揖斐川は50年8月、平成14年7月と大きな洪水が発生しております。

治水対策につきましては、木曾川では現在、新丸山ダムというダムの建設をしております。また、長良川では長良川河口堰が平成7年にできまして、現在、中流部の河道掘削をする予定にしております。揖斐川は徳山ダムが建設中。これは今年度、19年度完成予定ということでございます。

それから、湯水被害、平成6年に大きな湯水被害もございました。湯水にも弱い地域でございます。

河川環境でございますが、長良川では中流域は伝統的な鵜飼といったものもございます。また木曾川では、下流部に土木遺産のケレップ水制群、こういったものもございます。また、木曾川の中流には三川公園もございます。こういった河川でございます。

次のページ、江の川水系でございます。これは広島県と島根県の2県にまたがっている河川でございます。

流域及び氾濫域の諸元は、流域面積3,900平方キロメートルでございます。

主な市町村は、島根県側が江津市、それから広島県側の三次市、安芸高田市。

工事実施基本計画の現在の計画でございますが、これは100分の1の計画でございます。尾関山地点、この上流側の三次盆地のところでございますが、1万2,000トン。下流の江津でございますが、1万4,200トンということになっております。

計画洪水流量は7,600トン、尾関山地点。また、下流は1万700トンとなっております。

地域河川特性でございますが、上流は三次盆地、中流部は山間部の狭窄部がありまして、河岸団地がございます。そして河口には狭小な沖積平野が広がっている、こういった状況でございます。

主な洪水被害につきましては、昭和47年の洪水、これで甚大な被害が発生しております。三次市街には急激な水位上昇で浸水しておるということでございます。

治水対策でございますが、上流では土師ダムや灰塚ダムの整備が完成しております。中下流部におきましては、狭隘部の限られた延長、宅地の嵩上げ、水防災対策事業を実施しているということでございます。

河川環境の特徴でございますが、こちらの河道が流況の安定に伴いまして、河床の攪乱

作用が低下しております。礫河原が激減をしている。この中で礫河原の再生というものをやっているという川でございます。

以上、簡単でございますが、審議を開始する4水系のご説明でございます。

あわせて、球磨川の現在の報告会についての報告を簡単にさせていただきます。

お手元の資料、A4判の1枚のペーパーでございます。「くまがわ・明日の川づくり報告会について」というものでございます。

これは球磨川水系の河川整備基本方針の内容や河川分科会、また小委員会での審議の結果について、地域の方々に、今ご説明をしております。実施日程につきましては、こちらの表にございます。5月14日から球磨村から開始いたしまして、現在、鋭意開催をしておるといってございます。

今後、八代市、これは全体で20から30カ所実施する方向で今調整をしておりますし、その他の流域市町村、あさぎり町や五木村がございまして、こういったところにつきましても、今、市町村と調整中でございます。

球磨川流域以外でも数カ所開催する方向で、今、検討中ございまして、熊本市等で開催をするということをやっております。

そのときにお配りしております資料が、こちらの資料ございまして、先ほど言いました審議内容等をコンパクトに、わかりやすくまとめたものでございます。

以上、簡単でございますが、ご報告でございます。

【分科会長】 特にご質問などございましょうか。

よろしいですね。

それでは、これで閉じることにしましょう。

本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、広報課及びインターネットにおいて一般公開することといたします。

本日はこれで終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、最後に からごあいさつを申し上げます。

【事務局】 ほんとうに長時間ありがとうございました。多分もうこれ、冷房が切れて暑くなってきた、そこまで……。小委員会の方はさらに長時間ございまして、ほんとうに申しわけございません。

前半のテーマにつきましては、来年20年度策定の予定の社会資本整備重点計画に反映

すべく1月に諮問いたしまして、5回にわたりましてご審議いただきました。今回最後でございましたが、非常に根幹にかかわる重要な指摘もなされまして、委員長と今後ご調整させていただきます。最後まとめていきたいと思いますが、5カ年計画という狭い視野にとらわれずに、少し長期的な視点で今後の河川行政のあり方というような考えのもとに、なおかつ、委員がおっしゃいましたニュース性もできれば入れて世に出していきたいなというふうに思っています。引き続き、ご指導のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

後半でございますが、3水系につきまして早急に所要の手続きを経て方針を策定いたしまして、現地での整備計画策定の諸手続きに入りたいというふうに思っています。

最後に、重ねて長時間のご審議にお礼を申し上げましてあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

お手元の資料について、郵送ご希望の方は、こちらのほうで郵送させていただきます。席にお残してください。

本日はどうもありがとうございました。

了